



# 計画の推進に向けて

## ① 計画の推進体制と進行管理

### (1) 推進体制

本計画に関連する施策分野は障害福祉、子育て・子育て支援のみならず、保健・医療、教育、就労、生活支援など、非常に多岐にわたっています。庁内関係課による情報共有や意見交換に努めるなど、各分野間における連携・調整の強化に取り組み、「豊中市障害者施策推進連絡会議」を中心とした全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

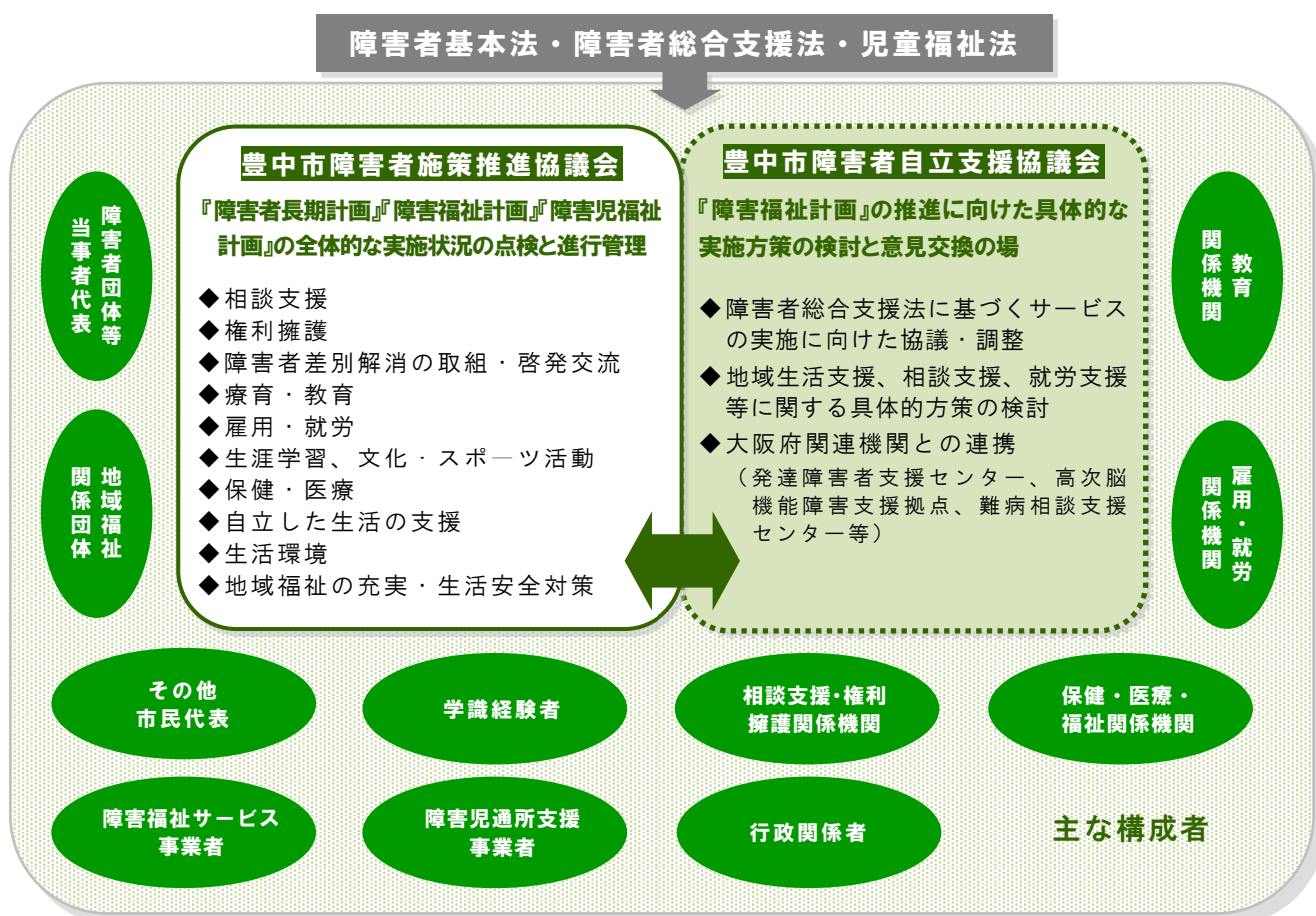
また、本市では、支援を必要とする人を取り巻く環境が複雑化していることから、複合した支援ニーズに対する包括的な支援を行うため、多機関協働事業を中心とする重層的な支援体制の構築をめざしています。本計画の推進においても、庁内のみならず国や大阪府、障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及び障害福祉サービス等事業者、企業・事業者などの役割を明確にしながら、豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針に基づく取組みを積極的に進めることも含めて相互の連携強化に取り組み、地域社会全体での生活支援体制の確立を図ります。

様々な主体と連携した計画の推進に向けて、市民、各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者等によって構成される「豊中市障害者施策推進協議会」、「豊中市障害者自立支援協議会」において計画の策定、進行管理及び評価を行うとともに、「こども審議会」においても意見を求め、計画の推進に関して必要な事項について検討を行います。

## (2) 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、「計画 (Plan)」、「実施 (Do)」、「点検・評価 (Check)」、「改善 (Act)」というPDCAサイクルの考え方にに基づき、毎年度進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

各事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針等を担当課にて整理し、その結果を「豊中市障害者施策推進協議会」、「豊中市障害者自立支援協議会」において点検・評価を行い、施策・事業の一層の推進や計画内容の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。



## ② 計画の推進に関連する事業

その他障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項について、『豊中市第五次障害者長期計画』に定めている内容も含め掲載します。

### (1) 障害者等に対する虐待の防止及び意思決定支援の促進

障害のある人への虐待防止や権利擁護のため、拠点である障害者虐待防止センターにおいて、365日24時間体制で相談・通報・届出の受付を行います。地域の関係機関等と協力体制を構築し、障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応やその後の適切な支援を行います。あわせて、虐待防止・成年後見制度の利用促進等権利擁護に関する研修を実施します。

死亡事案等の重篤事案はこれまでにありませんが、万一発生した場合には、発生要因の分析・対応経過の検証を行います。また、相談・通報等がなかった重篤事案での事実確認・虐待の有無の判断を行います。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第35条に規定された虐待防止ネットワークを活用し、虐待の増減・発生要因の分析等を行い、特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組みの検証を実施します。

### (2) 障害者の文化芸術活動による社会参加の促進等

障害のある人が文化・スポーツなどあらゆる場面で自分らしく輝くことを目的に、活動の発表等の機会確保及び情報収集・発信の検討を含めた主体的な社会参加の仕組みを推進します。それに伴う障害福祉サービス事業所等の相談支援、人材育成や関係者のネットワークづくり等の検討も必要です。

また、すべての市民が読書を通じて文字・活字文化にふれることができるよう、市民、事業者、関係部局、関係機関と協働・連携し、対面朗読や点訳・音訳資料の提供・郵送・宅配等、障害のある人等の読書環境の整備を進めます。

令和元年(2019年)に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の推進に向け、音声読み上げ機能等に対応した資料・情報提供等、多様な情報アクセスの整備が必要です。

### **(3) 障害を理由とする差別解消の推進**

障害の有無にかかわらず、すべての人が尊重される社会をめざしていくため、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組みを進めます。障害者差別を解消するための相談や啓発等の取組みを効果的かつ円滑に行うため、「豊中市障害者差別解消支援地域協議会」において、事例の収集・共有を通じて関係者の対応力向上や啓発内容の調整を行います。

### **(4) 障害福祉サービス等事業所における利用者の安全確保に向けた取組み**

災害時における障害福祉サービス利用者に対する支援を円滑に実施するため、令和2年度(2020年度)に締結した協定に基づき、避難支援の仕組みづくりや災害時における利用者の安否確認情報等の共有等、豊中市障害福祉サービス事業者連絡会との連携強化に取り組めます。

### **(5) 専門従事者の育成・確保**

大阪府や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、障害福祉サービス等の提供に不可欠な各種資格者、専門従事者などの計画的養成と確保に努めます。また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催など、障害福祉の職場の魅力発信について検討するとともに、障害のある人に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

### **(6) ユニバーサルデザインの推進**

だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしたいという意思が実現できる地域づくり・まちづくりを進めるため、住宅や公共施設、道路、公共交通機関、公園等の整備及びバリアフリー化等を行っていきます。

また、障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供していくために、市発信情報のバリアフリー化を推進していくとともに、だれもが利用しやすい市ホームページ等での情報提供を行っていきます。